

佐賀県国民健康保険運営協議会運営要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、佐賀県国民健康保険法施行条例（平成30年佐賀県条例第21号）第7条の規定に基づき、佐賀県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員欠席の取扱い）

第2条 委員が協議会に出席できない場合の代理出席は、これを認めない。
2 委員が協議会に出席できない場合には、あらかじめ通知のあった事案について、文書により意見を述べることができる。

（会議録）

第3条 会長は、協議会の議事につき会議録を作成しなければならない。
2 会議録には、会長が指名した2名の委員が署名するものとする。

（書面による議事又は議決）

第4条 会長が必要と認めたときは、期日を指定し書面で委員の意見を聴き、又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。なお、この場合において、指定期日までに到着しない意見又は賛否は、議事又は議決に加えないものとする。

附 則

この要綱は、平成31年1月 日から施行する。